

試験問題

科目名	実施日
刑事訴訟法	令和5年3月18日(土)

【問題1】(配点50点)

次の各事項について、条文上の根拠を指摘しつつ、説明しなさい。

- (1) 訴因の機能
- (2) 厳格な証明

【問題2】(配点50点)

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

警察官 K は、かねてから覚醒剤の密売人の疑いのある X の所在を捜査していたが、X が甲市内に居住しているという情報を得たことから、捜索すべき場所を「X 方」、差し押さえるべき物を「覚醒剤、電子秤、注射器、チャック付きビニール袋」、被疑事実を X 方における覚醒剤の営利目的所持とする捜索差押許可状の請求をしてその発付を受け、令和5年3月1日午前10時頃、K らは甲市内の X 方に赴いた。

K らは、同日午前10時10分頃、X 方玄関において X に対して捜索差押許可状を示した上、X 方室内に入った。X 方室内には X の内妻である Y もいたところ、Y は K らが入ってくるのを見た瞬間、床に置いてあったハンドバッグを手に取り、X 方裏口に向かって歩き出した。このような Y の様子を不審に思った K は、Y に「そのハンドバッグには何か入っているな。中を見せなさい。」と言ったが、Y は「このハンドバッグは私のものよ。何も入ってないわ。」と言った。そこで、K は Y からハンドバッグを取り上げて、その中身を捜索した①。その結果、ハンドバッグの中からチャック付きビニール袋に入った覚醒剤が発見されたため、これを K は差し押さえた。

K らが引き続いて X 方内を捜索していると、同日午前11時頃、X 方に配達員が訪れ、X 宛てのゆうパック(荷物便)1箱を X に配達した。K が X の承諾を得て X が室内に持

ち込んだゆうパックの伝票を確認すると、差出人の住所は「甲県乙市丁町」と記載され、品名は「10グラム×6」とだけ記載されていた。Kが前記差出人の住所を無線で所属警察署に照会したところ、同住所は架空の住所であることが判明した。Kは、ゆうパック内に覚醒剤が存在すると考えて、Xに「そのゆうパックの中身を見せてください。」と言ったが、Xは「これは関係ないので、見せない。」と言ってゆうパックを離さなかった。そこで、KはゆうパックをつかんでXの手から引き離し、その包みを開けて、中身を捜索した②。その結果、ゆうパックの中からチャック付きビニール袋に入った覚醒剤が6袋発見されたため、これらをKは差し押さえた。

〔設問〕

下線部①及び②の捜索の適法性について、具体的事実を適示しつつ論じなさい。